

令和3年度 第4回 犬山市国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 令和3年11月25日（木）午後2時～3時20分
場 所 犬山市役所 2階201会議室
出席者 長野委員、日比野委員、榊原委員、舟橋委員、
木村委員、吉田委員、
玉置委員、岡 委員、久世委員、丸山委員
宮本委員
事務局 高木健康福祉部長、河合保険年金課長、
舟橋保険年金課課長補佐、
保浦保険年金課統括主査、
北野保険年金課主任主査、
河村健康推進課主任主査

◆議事

（ 開 会 ）

久世会長

本日出席している委員は10名です。では、犬山市国民健康保険運営協議会規則第5条の定足数を満たしておりますので、直ちに会議を進めます。議事に入る前に、本日の議事録署名人は私の方から指名させていただきます。被保険者代表の長野委員さんお願いします。保険医・薬剤師代表の原さんをお願いしたいんですが、今日みえる予定でしょうか。

河合課長

欠席とは伺っていませんが、どうしましょう。

久世会長

それでは木村委員、すみませんお願いします。はい。ではおふたりにお願いいたします、よろしくお願いします。では議題に入ります。まず議題1 愛知県が発表した仮算定納付金額について、資料1、2をもとに事務局から説明を求めたいと思います。

保浦統括主査

それでは資料1 令和4年度納付金の県仮算定結果をご覧ください。この表は、先週19日の金曜日に県から示された仮算定の数字を基に作成したものになります。令和4年度納付金の仮算定結果は、表中央の「本年度（R4用）仮算定結果」に記載していますが、数値は県から示されたものを記載しています。なお、右側の数値は、比較するために昨年度第5回運営協議会でお示した「R3年度の仮算定結果」の数値になります。

それでは、表内の数値の説明をさせていただきます。県全体の保険給付費必要額推計①は2,614億5,110万6,531円となります。この金額から、拠出金や積立金など加算するもの②と、国・県からの交付金・負担金など減算するもの③を加減算し、剰余金の活用分④52億3,190万8千円を除くと、県全体の保険給付費必要額⑤は1,379億1,572万9,677円となります。

ここで剰余金活用額約52億円の説明については、別紙「資料1 補足」の下段をご覧ください。現在の剰余金の全体額は、新型コロナウイルス感染症などの影響で、令和2年度の給付費が少なかったこともあり、これまでの累計額の残りも併せて約310億円あります。この額のうち、国庫返還金などで使用する額を除いた約109億円が活用可能な剰余金となりますが、令和3年度の財源不足、主に

保険給付費等の増加に伴う公費の増加分の約57億円を使用する予定でありますので、約109億円から約57億円を引いた額である約52億円が令和4年度の納付金算定において使用されることになりました。

県全体の必要額⑤を各市町村に被保険者数や所得水準により割り振ると、犬山市の納付金算定のための基礎額は、医療給付費分⑥として13億7,305万4,176円、後期支援金分⑫として4億2,176万2,956円、介護納付金分⑮として1億7,467万2,001円となります。この基礎額を基に、当市が県へ納める納付金を算定します。

まず、医療給付費分については、この基礎額⑥から審査支払手数料等⑦を加算し、国や県からの交付金⑨を減算すると、医療分の納付金額⑪は12億9,169万8,939円となります。次に、後期支援金分については、基礎額⑫は4億2,176万2,956円ですが、精算金⑬はないので、納付金額⑪は基礎額そのままの4億2,176万2,956円となります。最後に、介護納付金分については、基礎額⑮は1億7,467万2,001円で、精算額⑯と国・県による激変緩和分⑰の減算はありませんので納付金額⑱は、基礎額である1億7,467万2,001円となります。

以上、犬山市の県への納付金額の合計は、医療給付費分の納付金額⑪と後期支援金分の納付金額⑫と介護納付金分の納付金額⑱を合わせまして、18億8,813万3,896円となります。この数値を、県の推計する当市の来年度被保険者数⑳の1万3,283人で割りますと1人あたりの納付金負担額㉑は14万2,147円となります。令和3年度納付金の仮算定結果と比較しますと、被保険者数では△7.2%となっていますが、1人あたりの納付金負担額では9.5%の大幅な増加となっています。

この大幅増になった理由については、別紙「補足資料1」で説明しますので、補足資料1をご覧ください。1人あたりの納付金負担額が増加した原因としては、主に2つあり、1つ目は、納付金算定に当たっての「国の計算プログラムによる保険給付費の推計」によるものであり、2つ目は、令和2年度の前期高齢者交付金の清算の影響で公費等が前年度と比較し、約72億円、約4.3%減少したためです。特に、1つ目の「国の計算プログラムによる保険給付費の推計」については、令和2年度の保険給付費が、コロナ禍の影響により「直近の数値及び前年度からの伸び率」も少なかったため、令和3年度の保険給付費の推計値が過小となり、それに併せて令和3年度の納付金も少なく算出されたのですが、しかし、実際の令和3年度保険給付費は、コロナ禍以前の水準でほぼ推移しており、その結果、令和4年度保険給付費の推計値を算出する際の「直近の数値及び前年度からの伸び率」が急増したため、併せて納付金額も急増したものです。

県としては、令和3年度の推計値算出を算出した際の反省も踏まえ、令和4年度の推計値を算出する際に、令和2年度保険給付費の実績を「新型コロナウイルス感染症の影響を除いた数値」に置き換えましたが、それでも1人あたりの保険給付費は、年間3%程度上がり続けているため、このような結果となりました。以上で資料1の説明を終わります。

続きまして、資料2をご覧ください。この資料については、岡委員より当市から県への納付金額の検証のため求められていたものです。それでは、説明をいたします。

資料1から、医療分⑪、後期高齢者支援分⑫、介護納付金分⑱を国保事業費納付金額①に入れます。その金額に、加算するもの②から⑥、減算するもの⑦から⑬をそれぞれ差引しますと、保険税収納必要額⑭が算出できます。この保険

税収納必要額⑭に、現在の収納率から令和4年度の予定収納率を94%と想定して割り返すと、本来課税すべき総額が算出されます。ただし、この総額は、保険税軽減前の税額ということになりますので、ここから歳入として見込める「保険税軽減分の基盤安定繰入金」を引くと実際に課税すべき総額⑮となります。

具体的に計算した数値⑯では、医療分として10億9,230万5,768円、後期高齢者支援分として3億4,888万3,507円、介護納付金分として1億5,863万5,512円となり、実際に課税すべき総額としては、15億9,982万4,787円となります。以上で資料2の説明を終わります。

久世会長

よろしいですかね。ではただいまの説明にご質問のある方はお願いします。ご意見でも大丈夫です。

玉置委員

はい。

久世会長

はい、玉置委員。

玉置委員

我々が、予測してたよりも非常に厳しい数字が出てきて、来年度約10%近く上がるのかなあというような感じを受けています。コロナ禍の中で、収入がなかなか上がってない状況で、また今後民間の話の聞いてると経済状況があまりよろしくない状況の中で、市民にこの負担を強いるのは非常に厳しいなっているのがまず第1印象です。はい。

久世会長

はい。他にご意見のある方は。

丸山委員

はい。

久世会長

はい、丸山委員。

丸山委員

仮算定結果を見て想定よりも、被保険者数の減少が多いなあという印象受けました。1,000人減っている、7%。こういうこれからもちょっと厳しめに想定した方がいいのかなと思います。

久世会長

はい。課長どうぞ。

河合課長

はい。県の推計値にはなりますが、前回お話ししましたように、来年度から団塊の世代の皆さんが後期高齢に移られます。来年度対象者が大体1,300人ぐらいの見込みでありますので、何もなくてもその方たちは自動的に抜けていくということを考えますと、ここ3年ぐらい同じ傾向が続いていますのでこれまでよりも減少率は高いのかなと、このぐらい見ておくのが妥当かなというふうには感じます。

久世会長

これ補足資料のところで県下平均でも9.7%増えているという、犬山市でも9.5%だから、全体的に県みんな同じような状況ってことですか。その被保険者の減少と、給付費の伸びいずれも傾向としては、犬山市特有のものではなくて、県下で大体同じような状況ってことですね。

河合課長

はい。その通りです。今、多くなった理由は、県全体の額が増えたという説明と一緒にありますので、それを先ほど説明した要因、被保険者数とかで按分をしているだけですから、これは県全体の趨勢がそうであるためにこうなったということで、県下の市町村はすべて同じ状況にあるというふうにご覧いただくと結構です。

久世会長

すみません。他にご質問、ご意見ある方はお願いします。じゃあちょっと次の方に移りましょうか。関連する議論です。税率改定についての協議ということで、移っていきたくと思います。

河合課長

では次にいきましょうか。はい。ちょっとご説明させていただきます。資料3をご覧くださいと思います。この間、皆さん、ご協議したところがベース

になっています。表の形もこの間どおりです。結論といたしまして、本来の必要額という欄がありますが、その令和4年から5年、6年のところ見ていただきますと16億円という数が入りました。これは先ほどご説明した資料に15億9,000にながし、ほとんど16億ですので置き変わります。そして、上昇率を3年間でできるだけ均等にしていこうということで、この間結論が出ておりますので、それを、できるだけ均等になるように、配分をさせていただきましたところ、こういう表になったということです。先ほど玉置委員からも指摘がありましたが、10%はいかなかったものの、先回お示しした8.4%ぐらいを我々も想定していましたが、それよりかなり上がって9.5%増税という結論となっているというのが資料3でございます。

これをもとに資料4ですが、担当の方でこの間の皆さんの協議結果、応益応能割合の応能の分を55%ぐらい、応益の分を45%ぐらいに近づけていこうということでありましたので、それにできるだけ合致した税率を発表させていただいています。これまで2年間で、主に医療分の所得の部分だけを引き上げることによって微調整をしていこうということで、かなり所得の配分が高くなっていましたので、今回は皆さんの均等にかかる応益割の部分も手を入れさせていただいて、特に医療保険の基礎課税分については平等割、均等割ともに、かなり値上げもさせていただいてバランスを取っています。その結果大体55%にほぼなるように、配分をしてもらいました。値上げ後の税率ということになります。②が来年度の税率案ということになります。説明としては以上です。

久世会長
河合課長

資料5はよかったですか。

資料5はその答申の話になりますので、まずここまで税率の案件の方からお願います。

久世会長

はい。資料3と4の今の説明について、まずご質問ご意見ある方お願いします。9.5%上がるけど、実際具体的に振り分けるとこの表のようになる。今まではちょっと応能の部分が多かったけど、割合を戻すために今回は平等割、均等割も増える部分が多いということですね。

玉置委員
久世会長
玉置委員

はい。

はい。玉置委員。

我々は8%にながして何とか収まるかなあという本当に期待値込みだったんですけど、これがもう9.5%。約10%ぐらい上がってくるわけなんで、毎年これが続くということなので、いわゆる税金ですよ。国保税なので、毎年約10%ずつ自分たちのお財布の中から上がって行ってしまうと。だけど正直なところ、これを止める手だては今のところ多分ないと。犬山市だけでそれを逃れるということは多分できないので、数字としてはこれを受け入れざるを得ないのかなと。ただ我々運営協議会としても、その議論だけしてのではなくて、やっぱりこれ、県や国に物を言っていないかんのかなと。というのは、このご時世の中で県や国が算定しているこの結果によって、市民の皆さんは、毎年約10%ずつ国保税を上げられてるんだと。これが本当に国としていいのですかと。やっぱりそれは今のコロナ禍の中で、国が補填していくべき問題ではないでしょうかというような、この国保運営協議会から意見書を国や県に出していくべきではないのかなあ。ただ単にその数字だけを受け入れるのではなくて、今のご時世の中で我々ができるもうささやかな抵抗ではあると思うんですけど、そういうことをやっていかなければいけないのかなというような感じがしまし

た。

久世会長

以前は特にリーマンショックの後は、結構一般会計から、市からの繰り入れで賄っていたけど、今は国が強くなるという方針で来ていて、それもやるとデメリットが、国からのお金が減るとか、いうデメリットがあるからできないという状況なわけですよ。その負担が全部その被保険者に行ってしまうと。いうところを何とかしたいけど、今の玉置委員がおっしゃるように、国県に物申すしか手段がないんじゃないかというご意見でした。これ払えない人は今増えてきてるんですかね。

河合課長

何をもって払えないかというものはありますが、我々、一応課税をしている側から見ると、減免など、そういった方がどれくらいいるのかというのが一定の目安になると思います。まず基本的に国保税にどういうふうに減額があるかという、先ほどもちょっと説明がありましたが、まず低所得世帯についてはそのそれぞれの収入額によって、均等割と平等割を7割引き、5割引き、2割引きにするという制度がありまして、これが令和2年だと大体5,000弱世帯ですから、半分弱が何らかの軽減がかかっており、これが1億6,000万円ぐらい減額になっています。

それから、先ほどリーマンショックという話がありましたが、リーマンショック以来、解雇とか雇いどめに遭って失職した皆さんについては、保険税の所得割を離職、まあ首を切られてしまってから2年度の間、3分の1でいいよという制度もありまして、これも今、大体50人ぐらいの方が500万円ぐらいこれで減になっています。

これはあまりないですが後期高齢でお父さんが移ってしまうと、社会保険にそれまで入っていたのに、妻は扶養にずっと入っていたんだけど、1人ぼっちになって国保に入らなきゃいけなくなってしまうので、そういう方も制度的な問題だろうということで、保険税が2年間半額になります。これが大体やっぱり40人ぐらいいて、これ額は少ないですが150万円ぐらいあります。

それから去年盛んに話題になりました新型コロナウイルスの減免がありますが、これはかなりありました。56人の方で、金額も1,100万を超えているという、1,000万円以上減額させていただいているということになります。

その他は市が条例で定めている減免がありますが、これも所得がすごく減ったであるとか病気になって長期療養をしているとか、或いは生活保護になってしまったとか、もろもろ理由ありますがこれで240万ぐらい減額しています。ということで、払えない人がということで申請を受けて、確かにそうだねということで減額した方っていうのが、大体これぐらいはいらっしゃるということで逆にこれだけの方はお救いできているということになります。

ただ、あとは、滞納者という皆さんの問題がありますけれども、この方については払えないか払わないのかということとはちょっと、私どもでは分析できておりません。課税側から見た回答としてはこういう感じです。

久世会長

払えない人は払えないし、救済する制度はあるけど、払える人の負担がますます大きくなっていくということですよ。

河合課長

まあそうです。ひとつ言い忘れました。今の国がしてるリーマンショックの部分とかさっきの解雇された人とか後期高齢とか、さっきの7・5・2の軽減については、国や県、市の一般会計がお金を出しますので、この部分については、国保の被保険者の人にしわ寄せがいつているということはないですが、市の条例で定めている減免については、補填がありませんので、これは相互扶助という

か、皆さんの、払える方の保険税で賄っているという意味でとらえていただいでいいと思います。

久世会長

まあ説明がわかりやすくできるといいなとは思いますが、例えば被保険者の減少がやっぱり大きい。今まで払ってた人が抜けたから、全体で負担が増えてるってことですかね。医療費自体は伸びは3%でしたっけ。の傾向のままで行ったら極端に上がったわけじゃない。でも、県全体でそれだけ上がってる。全体の傾向として、団塊の世代が後期に抜け始めた影響が大きいということですかね。

河合課長

はい。

久世会長

はい。

河合課長

ちょっと以前のことを思い出していただきたいんですが、制度のとぼっちりといっちはなんです、この改革で大体もともと3割ぐらい、犬山市はもともと低かったんで、この辺まで上げていかなきゃいけないということは申し上げていて、これまでの皆さんの協議の中で大体10%ぐらい、合計で増税しています。この間まであと2割上げれば大丈夫ですよという話を差し上げてたんですが、今回、先ほど会長がおっしゃったような理由とか、給付費が主にコロナで乱高下したんで、2年度はものすごく下がって今元に戻ってるってことなので、その影響が大きく、本来医療費が3%ずつ上がってるので、3年たったら1割ぐらい上がってるはずだったんですが、今回1回で1割ぐらい上がっているの、我々が追いつくべき2割に1割更に足されてしまったので、目標があと3割ぐらい上げて行かないといけないという状況が出てしまったということです。

久世会長

それでも追いつかない状況です。ご意見ご質問はいかがでしょうか。基本的に国保のこの制度の中では、もうどうしようもない。だからその生活困窮者対策とかをしっかりとやるというところしかないわけです。

河合課長

皆さんお察しいただいたとおり、現行の制度で市の努力でこれがどうなるものではなくて、これまで貯めた基金がありましたので、急激に上がらないようにやってはきましたが、今まで有り体にいえば、被保険者が減ってるし納付金も徐々に減ってきていたので、これぐらいなら、段階的に上げていけるよねというところで、ほぼ隔年で上げてきました。

しかし、危惧していたとおり、上がったときはどうしますっていうところが、県の方も、運営が割とまだ日が浅いので、こういう急変に対応できるようなところまで準備ができていなかったということもあって上がってしまったということです。市としてできればおっしゃるとおり、払えない方へできるだけ、特にコロナがまだ継続していますから、コロナの減免なんかを例えば国が切ってしまうないようにするであるとか、本当に切ってしまったときに市として継続をしていくのかとか、そういったところは考えていかなければいけないと思いますが、市が全部やるということは、それは皆さんの国保税からまたシェアをして相互で助け合うということになりますので、この拡大をするときはやはり皆さん協議会に諮った上で、コンセンサスを得て、こういう救済をやるうということを決めていかなければならないというふうに思います。

久世会長

他の市町の状況はいかがですか、県内は。

河合課長

はい。一応まずこの間の会議の時はもう全員落胆の一言です。もうなんということだという状況で皆さん落ち込んで帰ったというところですが、そのあと

何か協議の状況はどうなのかということで、昨日、近隣だけ聞いてみました。私どもはもともと水準がすごく低かったのもともと上げなきゃいけなかったわけですがこれと同様な感じになっているのは江南市ですが、うちと全く同じような状況で、困惑しているが上げていかざるを得ないだろうというお話でした。

ただもう県下の水準までこれまでで頑張っただけ追いついたところに関しては1割上がるということになりますので、それについては基金があるところは何とか今回は一次的にしのぎたいというところが多いですね。繰越金や基金をフルに使って据え置ければいいな。もし駄目ならもう少しだけ、調整として上げるというようなイメージのところが多いです。ただ1人当たり納付金が1割近く上がるという状況はほとんどの市町が一緒ということです。

久世会長

ご意見、ご質問いかがでしょうか。なかなか難しいというか、議論してもなかなか解決方法がないというか、玉置委員が言ったような上がるのはもう受け入れざるを得ないけども、国や県に対して物を言っていこうということですかね。そういう動きは全然県の方ではないんですかね、今。

河合課長

はい。先ほど、落胆しているばかりでは市町村の課長はいけませんので、県の方に対して何か救済する気はないのかという、再三の質問が相次ぎましたが、残念ながら県も今我々のような基金を持っているわけではないということで、これまで余剰金がありましたので、それをやりくりして使って、調整しようと思っていましたが、昨年コロナの影響で、皆さん、緊急出動で使うべきだよねって言ったなら市町村もうんと言いましたし、ここでの議論でも余剰金は減らすべきだということでしたので、私どももそういうふうにお伝えしましたので、昨年度の納付金にもかなり使いました。今年度こんなことになりましたので、先ほどの説明どおり、県はすべての余剰金を納付金を下げるために使いますし、あと今年度の納付金が足らないので、その赤字補填にも余分に使って、その余剰金を全部充てますということは言っています。県としても現状ではもう無い袖振れない状態ですよという返事でした。

久世会長

県の方でもいわゆる一般会計から、こっちに繰り入れみたいなことはしないようになってるんですか。

河合課長

もちろん我々と一緒に、法定のものはOKですけども、もう一般会計から足らないから国保に入れてよという相談はちょっとできないと言っていました。市町村と同じ仕組みになっているようです。

久世会長

それは国が、財源投入するしかないってことですか。

河合課長

解決策としてはそうです。はい。

久世会長

制度改変時に5,000億でしたっけ。入れたようなことをやるしかない。

河合課長

そうですね。県は何にもやってないのですかという質問に対しては、「毎年国の方に県としても国庫負担を増やすように要望はしていますが、国は比較的冷淡なようです。

久世会長

ご意見いかがでしょうか、皆さん。はい、宮本委員。

宮本委員

ニュースでもやったと思うんですけど、今医療費改定の部分で昨日申し入れが、私の方のトップも昨日記者会見とかありましたけど、それによってもやっぱりうちの協会けんぽの方がもともと法律上で、1か月分の給付費分は残さなくちゃいけないっていう法律があつてですね、それを積み重なって行って、ニュースではよく黒字ってだけしか上がってこないんですけど、実際黒字という形にはなってしまうのかもしれないですけど、それが積み積もってというか今

年も去年もそうですけど、コロナの関係で医療費が伸びなかったっていう関係で、毎月積み重なって今5か月分ほどあるんですね、金額だともう2兆何億円という形で3兆近いんですけど、これがまたひと月で5,000億円が減っていくので医療費ってかなりかかるんですよ。そこの部分が今ちょうど議論になって、まあ医療関係の方おられるので、あまりあれなんですけど、その改定によっても医療費が全然異なってくるんですね。よく使われるちょっと、当時の金額忘れましたがオプチーボっていう治療薬があるんですけどあれが当初結構点数が高い、それがまた効き目があるということで、いろんな方が使われたというところで、医療費でかさんで保険者の方にはかなり負担があるということで、大幅に改定されるんだという経緯もあるんです。ただこれが2年に1度しかないので、その医療費改定された後は2年間はそれ固定されてしまうので、またそれが大きく、もし改定されるようなことがあると、今回コロナの影響でやっぱり医療機関の方も値上げを言ってるので、それも含めてちょっと論議が始まってますので、うちとしてもそういったところ、またもちろん他の保険者の方、国民健康保険もそうですし、健保連とかも含めてちょっと議論の部分については注目度が上がってるってところで、もしそれが上がるようなことがあると、こういった保険料率の方にもじわりじわりじゃないですけど、来るのかなというところはちょっと思ってますので、現在の議論ももちろん大事なんですけどそういったところが影響がある。ちょっと今後は出てくるのかなっていうのはもう皆さんがご存知の方もおられると思うんですけど、知っといっていた方が議論しやすくなるのかなと思いますので、はい。情報提供じゃないですけど、見られたかなと思うんですけども、そういったところで今ちょっと大事な論議が始まっているということをお伝えしておきます。

河合課長

はい。ありがとうございます。今仮算定という名前になっていますが、本算定のときには診療報酬改定の影響を加味をしたいということですので、もし診療報酬が全体として上がる、プラス改定になればこれに上乘せが来て、全体としてマイナス改定になれば、下がることになります。

久世会長

保険者としては引き下げになってるわけですが、医療機関側としては引き上げですね。

宮本委員

頑張ってるバランスが、細かく言うといろんな薬とかその治療薬によって点数が違うのでやっぱりよく使われるやつが点数が上がってしまうと、やっぱりその医療費がかさむというところがあるので、その議論があるのかなとは思いますがね。

河合課長

ここ数年は、医療本体は値上げをして薬価を下げることによって全体のバランスを取ってきたという通例がありますが、最近の抗がん剤や遺伝子の治療薬で、昨年お話ししたような1億5,000万円というような治療もありますので、そういったことで医療が高度化するとどうしても薬価は上がってしまうというようなところがあります。

久世会長

はい。皆さんご意見いかがでしょうか。もうちょっと大きい話になって、国の中で今やってる感じですかね。財務省とかは多分下げたいでしょうし。

河合課長

そのとおりです。はい。財務省からは引き下げ要求が出ているという記事がございます。

久世会長

はい、ではちょっとまとめに入っていきたいと思いますが。皆さんとしてはもう9.5%近辺で、3か年平均して上げていかざるを得ないということで、ここで合意していただけますでしょうか。前回の方針の確認ということですね。

ども、やむを得ないと。しかし何らかのことは国に対して言っていきたいということでもよろしいでしょうか。

(異議を唱えるものなし)

一同
久世会長
玉置委員

はい。

国に対して補填してほしいというのは、ぜひこれは課長にお願いなんですけど、犬山市の運営協議会だけで言っても多分届かないと思うんですね。愛知県全体でそれぞれの運営協議会持ってるところが、声を上げていかないと、これ1市町だけの問題ではない。県下でそういうようなことになってると思いますんで、そういったちょっと動きを事務方の方で是非ともしてもらいたいなどというふうに思いますし、我々議会としてもこれは、犬山市議会としても、これちょっと全協で議論しながら、このご時世の中で約10%以上、これで上がっていくというのがもう現実的に出てきている以上は、議会としてもやっぱりまとめて国に声を上げていく。例えば議長会の方からも上げてもらうようなことをしていかないと、いろんなところからこれ取り上げていかないとそのままになってしまうと思うので、僕はぜひその部分を附帯というかつけた上で、この案に乗っていききたいなど。何もなしでこれを飲むのではなくてそれをつけた上で、OKということにはしたいと思うんですが。

河合課長
久世会長
河合課長

はい。

はい。課長。

すいません。はい、そうですね。市長も市長会の会長ですし、国の方に市としてもお話しはついているか、主張していかないかというふうには思っていますし、この間の課長会議の雰囲気を見ても、黙ってはおれないっていう雰囲気はありましたので、特に大きい市町さんの動きなんかも、見ながらやっていきなと思います。それと手法の問題なんですけどちょっと調べてみたらこの運営協議会というのが、市長の諮問機関という位置付けになっていますので、意見を言うことはもちろん大丈夫だということですが、答申ではなく、答申とは別に、建議という「建てる議」ですね。建議という形で、思うところを述べるようなやり方になるようです。もちろん理論上、国や県に物申すこともできますが、通例としてはそれを市長の答申と一緒にいただいて、市としてそれを受けとめて、市から物申し上げていくという流れが通例だということです。

久世会長

わかりやすいですね。そう。諮問して答申があつて、でプラス附帯はその建議っていう。

河合課長

それを受けて市がどう動くかというような流れにした方が良いのかなというふうには。

久世会長

そうですね。

河合課長

今の法的というか、流れからいくとそうなのかなというふうには思う。

久世会長

税率改定の部分は答申に盛り込んで、附帯する国や県への部分は建議というところで、示していくということですね。はい。ではそういう流れで、行きたいと思います。はい。よろしくお願いします。

河合課長

一つお願いが。

久世会長

はい。

河合課長

事務局でももちろん考えますが、建議の内容として有り体に言えば恥ずかしくないものにしたくて、無いものねだりみたいなことはしたくありませんので、できるだけ、ちょっと協議もしていただきつつ、議員さん間でも結構だと

玉置委員
久世会長
玉置委員
河合課長

は思いますが、そういった実のある要求にしていきたいなと思っています。

建議は市長と連名でやることはできないですか。

市長、市議会、国保連協連名で。

バラバラでやって出すよりその方が。

市と市議会はおそらくできるんじゃないかと思いますが、先ほどのこの順番とかあると運営協議会が並列になるかどうか、ちょっと今お約束は。

久世会長
河合課長

せっかくだったら、しっかり三者で協議して同願って形で。

そういうことを内容としてちゃんと盛り込んで、一丸で出すということは可能であると思います。

久世会長
高木健康福祉
部長

立場でやってバラバラじゃないですよの方がいい気がするんですよ。

運営協議会の方から市に対してしっかりやれよっていうことを言って、それを受けて市が動くっていう絵面になるもんですから、そこに併記になるかどうかというのちょっと表現の関係なんかで、研究の方させてください。

河合課長

その辺ちょっとまとめてもらって、手法としてどういうことが適切かっていうことを、はい。

久世会長

概ねそういう方向で行きたいなと思いますので、よろしく願います。はい。答申案についてはどうしましょう。

河合課長

それでは、先に進めてよろしいようでしたら、答申案を今のところ、こういう形でお示しさせていただきました。皆さんいろいろ思いがおりだと思いますので、ちょっと読み上げてみます。お配りしてありますので。

まず、前文のところで、思いの部分が書いてあって、記と書いた下記の部分につきましては、前回までにお決めになったことが基本的に書いてあります。税率の改定参考値としては、先ほど申し上げた資料4の数値が記載をさせていただきます。前文の文章の部分だけ読み上げさせていただきます。

「本市の国民健康保険税については、平成30年度から始まった国の制度改革に伴い、隔年で保険税率の改定を行ってきたが、各年度の決算分析から、改めて大きな財政変動を受けたことが判明した。とりわけ、令和4年度の納付金の増加により、現行税率のままでは、あと約3億8千万円の歳入増が必要であり、これを保険税負担に求めた場合、約30%の負担増となることが推測されるという結果となった。犬山市国民健康保険運営協議会としては、令和4年度の国民健康保険税の税率等について、これまでの議論を踏まえ、下記の6点を基本として改定するように答申する。なお、諮問にあった「18歳以下の子どもの均等割負担の軽減の検討」については、来年度は国の法改正どおりの内容である「未就学児の被保険者均等割負担を2分の1に減額する」ものとし、来年度以降、引き続き、その拡大について継続して協議していくことを申し送り事項とする。記、1.今回（令和4年度）の税率改定においては、全体の課税総額を9.5%引き上げる。2.賦課限度額は、現行が法定限度額に達していることから据え置きとする。3.国民健康保険事業基金約6億円を活用することにより、令和4年度から6年度までの3年度にわたって、市独自の激変緩和施策を実施しながら、財政運営が安定するところまで段階的に保険税負担を引き上げる。4.負担の上げ幅は、期間中、できるだけ均等となるよう設定する。5.応益応能割合は、愛知県の国保運営方針に準拠し、概ね「応益：応能＝45：55」とする。6.激変緩和による増税期間中は、国民健康保険特別会計の財政状況や国、県の動向などを踏まえ、毎年税率等の上げ幅について検討する。」税率等の改定参考値は先ほどのものです。

久世会長
玉置委員
久世会長
玉置委員

答申としては、今までの方針に沿った内容になっています。
はい。

はい。玉置委員。

この運協では僕もよく発言してきたんですけど、コロナ禍での市民の収入減とかいうのがやっぱりある中でこの増税は厳しいよっていうのをよく言ってきたので、これ何も、読むとその辺のことも触れてないので、そういった中での増税を強いているっていうのはやっぱりどこか表記すべきことではないのかなあとは思っただけ。特に今日なんて本当に苦しいのでさりと読んでしまうよりはやっぱりそういうような文言をもう少し、我々委員としてはこの答申の中に入れていくべきではないのかなっていう気はするんですが。

記の上の部分ですかね。

そう、記の上の部分に表現する方がいいのかなあと。

まあ一番上のあたりか。

一番上か。

「改めて大きな財政変動」か。

中段に「運営協議会としては」というところがありますので、税率についてこういう、いろいろあったが、コロナの影響で云々、だけど苦渋の判断としてこうしたというような。

「せざるを得なかった」っていう。

そうですね。市民生活をできるだけ。

今のような表現がいいんですけど、そんな難しく書かなくてもその一文があるとないとは。

だって本当の話ですものね。

うん。今まで協議してきた内容の中にも入ってるので。

何とかしたいけど何ともならなかった。

何ともならなかったと。

「コロナ禍の中で負担増が厳しい中での苦渋の決断となった」というような趣旨ですかね。

そうだね。長く書くもんじゃないから、そういうような表現で。

はい。

はい。今度またちょっと文案についてはしっかり確認をして、他にもこういうことがあったらいいとか、ご意見がありましたら。来月はやらないから。

今日税率が厳しかったので、ひょっとして持ち越すのであれば12月の議会中ではありますが、全協の日など、どこか空いているところでお願いをしようと思っていました。

文案だけだったら、書面で確認していただければ、郵送して。

先ほどの建議書の話もありますので、答申の日程と両方一緒に出さなきゃいけないでしょうから、その辺りで、もし公益代表とのやりとりの中で、決めてもいいよと皆さんがおっしゃられればそれでもいいです。そこらあたりのちょっと段取りだけ会長の方にさせていただきたいと思いますが、はい。

じゃあ文案ちょっと詰めて、建議書のことあるんで、後は概ね議員中心でちょっと検討させていただいて、最終確認を皆さんにやっていただくということでよろしいでしょうか。

(異議を唱えるものなし)

書面も。

久世会長
玉置委員
久世会長
玉置委員
久世会長
河合課長

玉置委員
久世会長
玉置委員

久世会長
玉置委員
久世会長
玉置委員
河合課長

玉置委員
河合課長
久世会長

河合課長

久世会長
河合課長

久世会長

一同
玉置委員

河合課長 四人と協議をさせていただきつつ、キャッチボールをして、これでいいよねっていったものを、最終案を皆様にお送りして了承をいただくみたいな形でよろしいですかね。はい、わかりました。はい。最終案を皆さんにお送りして了承を得るといふ形とします。

久世会長
河合課長 答申は年明けですもんね。
これまで年内って割とこだわられていらっしゃったのですが、私どもとしては税率をとりあえず決めていただければ、事務的には進められますので年明けでも構わないと思われま。

久世会長
玉置委員
河合課長 税率以外の部分予算の数字が変わってくるわけじゃないから。
去年12月だったよね。
予算自体は年内に決めなきゃいけないので、これまでは皆さんも年内に、重荷を下ろしたいという気持ちもおありで答申してはいたけれど。

玉置委員 いや年末にもう今年のごことは今年できっちり終わってほしい。来年の市長の日程がないなら。

河合課長 いや、そこまでまだ確認できていませんけれども、年明けどっかっていうことなら大丈夫だと思います。30分ほどのことになると思いますので。

久世会長
河合課長 そうですね。
予算自体は申し訳ないですが実際年内に決まってしまうものですから、今お決めいただいた改定税率での計算でさせていただきたいと。

久世会長 税率の部分は答申案でいくということで確認ができれば、事務的にはいいわけですよ。

河合課長 そうですね。はい。年内までにほぼ詰め終わり、年明けの中旬ぐらいまでの間に答申というような日程でよろしゅうございますか。

久世会長
河合課長
久世会長 はい。
はい。
ではよろしくお願ひします。後はデータヘルス計画ですね。第2期データヘルス計画の中間評価について、事務局から最終案が提示されましたので説明をお願いします。

舟橋課長補佐 前回の運営協議会で、データヘルス計画中間評価の素案について、いくつかご意見、提案をいただきましたので、そちらを検討させていただき、素案に入れてみました。まず27ページ、第5章の事業の見直しポイントで「若年層へのアプローチ」について、玉置委員より「若年層の前に幼児期からの食育や生活習慣が大切なのではないか」というご意見をいただきました。そのため27ページの赤線で囲んだ部分になりますが、国保という狭い枠組みではなく、市全体として健康推進部門や小中学校で行っている食育や生活習慣への取り組みに言及し、幼少期から生涯にわたる健康づくりという部分を追加いたしました。それから29ページになりますが、今後の課題のなかで宮本委員からご提案いただいた「小学生のポスター募集やイオンモールなど若い人が集まりやすい場所での健康診査」について、「受診率の向上」を課題として追加し、家族で健康を考える機会の創出やターゲットとする受診者層の特性に合わせた手法の検討と受診者の利便性を図り、受診率の向上を目指すことを追記しました。前回の意見を踏まえた追加については大きくこの2点ですが、素案全体を再度見直し、第4章までの数値や評価などの部分につきましてもいくつか手直しをさせていただいておりますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

玉置委員 はい。

久世会長	はい。玉置委員。
玉置委員	吉田先生から歯科検診の話っていうのが、ご意見があったよね。
舟橋課長補佐	そうですね、直接この中ではなくって、今後、健康推進課がやるという話で。
河村主任主査	国保の方だけではなくて、市民全体での節目の成人歯科健診の対象者を増やすという検討をしておりますので、この計画、国保のデータヘルス計画には、掲載しておりません。
玉置委員	載せなくてもよかったですか。
河合課長	前回、この報告はさせていただいています。
玉置委員	そうですね。
河合課長	吉田委員のご了承を得たと記憶していますので。はい。市全体の歯科健診の計画の中で拡充を図っていくことを確認しました。
玉置委員	はい。
久世会長	この評価の部分も特段大きく変わったわけではない。
舟橋課長補佐	ちょっと数値的なものが変わって、それによって評価が少し変わったとか、その程度の訂正をさせていただいております。
久世会長	大きく変わってるところはなくて今の追加部分ですね。
舟橋課長補佐	そうですね、はい。
久世会長	皆さんいかがでしょうか。なんかメタボのところとかも整理ができてるわけですね。ちょっと数字を整理するところなかったでしたっけ。
北野主任主査	そうですね、数字の基準が医療機関からいただいた実績値を使っていたりとか、特定健診の国の数字とかバラバラの数字を使っていたのを統一したというような。
久世会長	そこが整理できてればいいですね。ではよろしいですかね。はい。では、本日の議題はこれで終了ということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(閉 会)

犬山市国民健康保険運営協議会規則第7条に基づき、この議事録を作成し、署名する。

署名

_____(原本に 久世 高裕 署名)_____

署名

_____(原本に 木村 央 署名)_____

署名

_____(原本に 長野 和夫 署名)_____